

電子政府ガイドライン作成検討会 セキュリティ分科会（第4回）
議事概要

1. 開催日時：平成21年1月26日（月） 18:00～20:00

2. 場 所：内閣府別館9階会議室

3. 出席構成員：

辻井セキュリティ分科会主査、

荒木構成員、岩下構成員、宇賀構成員、國井構成員、小松構成員、猿渡構成員、中尾構成員、
満塩構成員、

須藤座長、大山構成員、井堀構成員

（オブザーバー）（敬称略）

安心・安全インターネット推進協議会/日立製作所システム開発研究所 洲崎

セコム株式会社 I S 研究所 松本

（参加府省）

総務省行政管理局長屋行政情報システム企画課長

総務省行政管理局行政情報システム企画課北川調査官

総務省自治行政局地域政策課中垣内補佐（代理）

総務省自治行政局井上地域情報政策室長

総務省自治行政局市町村課村山専門官（代理）

総務省情報流通行政局情報流通振興課新井情報セキュリティ対策室長

法務省民事局総務課堀補佐官（代理）

法務省民事局杉浦補佐官（代理）

国税庁長官官房上斗米企画課長

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課佐々木情報企画室長

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課佐々木補佐（代理）

社会保険庁総務部総務課澤田情報企画調整室長

経済産業省商務情報政策局情報経済課三角情報セキュリティ政策室長

4. 議事次第

(1) 開会

(2) 電子政府自治体（電子府庁）推進の現状

(3) 電子私書箱（仮称）で想定されるオンライン認証が必要となる利用シーンについて

(4) オンライン利用拡大行動計画における重点手続の再点検について（中間報告）

(5) 海外の電子政府における認証・署名のガイドラインについて

(6) 閉会

5. 資料

<配布資料>

資料 1 電子自治体（電子府庁）推進の現状

資料 2 電子私書箱（仮称）で想定されるオンライン認証が必要となる利用シーン

資料 3 オンライン利用拡大行動計画における重点手続の再点検について（中間報告）

資料 4 海外の電子政府における認証・署名のガイドラインについて

<席上配布資料>

参考資料 1 セキュリティ分科会（第 3 回） 議事概要

6. 議事概要：

○ 資料 1 「電子自治体（電子府庁）推進の現状」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 業務は、法令等では標準化されているが、各自治体が情報システムの構築をしていく過程でずれていき、バラバラのシステムになっていってしまう。地方が共同するようになっていけば、本来あるべき姿に戻るだろうが、意識の問題が大きく、これならよいとお墨付きがあれば、進めやすい。
- ・ 電子自治体の取組みには、地域格差がある。個別の団体ごとにシステムを調達して、あるいは、いろんなベンダーがかかわってバラバラなのが現実。国単位なのか、都道府県単位なのかは、システムの内容によって対応が異なるだろうが、共同アウトソーシングを含め総務省からの指導の方向性は認識しつつも現実にはそうっていない。
- ・ 多くの自治体にまだそこまでの能力がないのが大半。財政面や人材面が障害となっている実情なので、国の施策は非常に重要になる。

○ 資料 2 「電子私書箱（仮称）で想定されるオンライン認証が必要となる利用シーン」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 実現に向けていよいよ動き出す局面。実証試験により、技術要件、国民の理解などかなりわかってくる。認証も非常に重要となるので、セキュリティにとってもよい実験現場になるだろう。
- ・ 実証試験は重要だが、その評価の指標がはっきりしていないといけない。指標をしっかり立てて、計量的な分析をできる体制をつくっておく。事業継続性、利用者の意向の反映などいろいろな観点が必要。
- ・ 電子私書箱の構想では、年金や医療が対象にあげられているが、これら事業者を動かすのは大変なので、実証試験の段階では、自治体と金融・保険のような組みやすいところ、やれるところから始めて拡大していくのがいいのではないか。

○資料3「オンライン利用拡大行動計画における重点手続の再点検について（中間報告）」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 署名を含めた認証については、ずいぶん前からやっていて、かなり整理されている。もう一度それらの確認をした方がよい。ただし、社会的な状況が違ってきているところもあり、今までの制度を説明したところで、利用者が嫌だということもあるので、その辺は配慮すべき。
- ・ あるべき姿を議論して、手続きのレベル分けをするのはいいが、その際、認証機能や署名機能をどうするかという方向性はあったほうがいい。例えば、汎用申請が一元化されるなど現実のシステムを作る観点から検討すべき。
- ・ 被害の低・中・高、被害の内容は法律上、信頼、人命など、カテゴリ分けされ、ある時点で、どういう認証レベルを選択するかなど、海外のガイドライン等を参考にするのがよいのではないか。
- ・ 官側の否認防止のために官側の電子署名が必要か、官が代理申請で申請者本人の電子署名を求めるかなどは、手続きを所管する省庁が決めるべき内容といえる。ガイドライン策定に当たっては、一律とするべきものではないものもあることに留意。

○資料4「海外の電子政府における認証・署名のガイドラインについて」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 電子政府、電子自治体を構築する上で、ガイドライン等は必要だが、既存の仕組みの中だけを対象とするのか、新しいシステムの構築も対象とするのかで方法論が全く違ってくる。例えば、バックオフィス連携は進んできており、今後新しいシステムを実装していく場合、既存システムをチェックする場合など、既存のシステムだけではなく、そのような現実も視野に入れたガイドラインにしないと意味がない。
→まずは既存の手続きの検討からはじめるが、既存システムだけを対象としたガイドラインではなく、認証・署名を視野に入れ、新しいサービスにも使えるガイドラインの策定を目指す。
- ・ 官民連携、相互乗入れ、合理的住み分け、相乗効果、共存共栄を図らないと電子政府は発展していかないが、諸外国でも温度差がある。ヨーロッパの場合は、さらに国を越えて連携するのが最終的な目標と見えるが。
- ・ 世界的に言えば、署名と認証は分ける方向にある。署名と認証では範囲が異なり、脅威の考え方が違っている。署名の最大の脅威は、知らぬ間に署名をさせられてしまうことだが、日本でもHPKIなどは明確に分けている。
- ・ 世界的な傾向としては、電子認証、電子署名という以前に、国としてのIDをどうするか、アイデンティティの基盤をどうするか、がバックエンドにあり、その上に電子認証と電子署名がのっている。
- ・ ヨーロッパで官民の連携はどうなっているかと言えば、国策として官のIDをベースに

し、医療保険、金融など民間も利用しているところがある。個人情報保護の意識が高い国では、官民、官官の間でサービスをきっちり固めようとしている。

- ・ 公的個人認証制度を作った5年前は、民業圧迫やプライバシー保護など議論があったが、大分情勢が変わってきている。

○ その他

- ・ 座長より、一部の構成員を中心にしつつ、構成員に対し、ガイドライン起草を依頼。
- ・ 親会の座長をはじめとする構成員、セキュリティ分科会座長及びユーザビリティ分科会座長でこれまでの検討状況などを報告する打ち合わせを、本日の分科会終了後実施予定。その際、スケジュール等についても検討する。この打ち合わせに先立ち、構成員からの意見を確認し、検討については座長に一任された。

以上